

安芸市高齢者補聴器購入補助金交付要綱

令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、補聴器本体の購入費の一部を補助することにより、聴力低下による閉じこもりや認知機能低下等を防ぐとともに、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 安芸市高齢者補聴器購入補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)本市の住民基本台帳に記録されている者であって、申請時において満65歳以上の者
- (2)市民税非課税世帯に属する者(申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度において当該条件を満たす者を含む。)
- (3)介護保険料の滞納がない者
- (4)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けておらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく、補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない者
- (5)次のいずれかに該当する者であって、耳鼻咽喉科を標榜する医師(以下「医師」という。)により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用の必要性を認められた者
 - ア 両耳聴力が40dB以上70dB未満の中等度難聴であること。
 - イ 一側耳の聴力が40dB以上かつ他側耳の聴力が70dB以上であること。
- (6)過去に本事業の補助を受けていない者

(補助対象経費)

第3条 市長は、前条の対象者が医療機器として認定されている補聴器を購入する場合に、その購入に係る費用を補助するものとする。

- 2 前項の補助の対象は、補聴器本体の購入に係る費用のみを対象とし、診察料等の受診費用、修理、保守、電池交換、文書料、付属品等の費用は対象としない。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、前条の規定による補聴器本体の購入費2分の1とし、5万円を上限とする。

2 前項の交付額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補聴器を購入する前に、安芸市高齢者補聴器購入補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に医師の証明欄が記載された状態で、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、医師の証明欄及び次に掲げる書類は、申請書の提出日の前3月以内に証明または発行されたものに限る。

- (1) 認定補聴器専門店が作成した補聴器本体の購入費用額が記載された見積書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは安芸市高齢者補聴器購入補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知し、交付しないことを決定したときは安芸市高齢者補聴器購入補助金不交付決定通知書(様式第3号。)により、申請者に通知するものとする。

(補聴器の購入)

第7条 前条により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、認定補聴器専門店で速やかに補聴器を購入し、その代金を全額支払うものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者が補聴器を購入したときは、安芸市高齢者補聴器購入補助金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補聴器本体の購入費用額がわかる領収書の原本(領収書は宛名に申請者と同一の氏名があるもの。)
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。
- 3 第1項に規定する請求は、交付決定を受けた日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付された補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、安芸市高齢者補聴器購入補助金交付決定取消・返還請求通知書(様式第 5 号。)により通知する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

安芸市長 様

安芸市高齢者補聴器購入補助金交付申請書

安芸市高齢者補聴器購入補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

私は、この申請に関して私の住民基本台帳の情報及び、私が安芸市に納付すべき介護保険料の納付状況、聴覚障害による身体障害者手帳の取得状況等について、健康介護課長が調査を行うことに同意します。

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名		大正 ・ 昭和 年 月 日(歳)	
	住所	〒 - (電話番号)		
	対象要件	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(聴覚)なし <input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯に属している <input type="checkbox"/> 介護保険料に滞納がない <input type="checkbox"/> 過去に本事業の補助を受けていない		
記入者 (申請者と異なる場合)	氏名		対象者との関係	
	住所	〒 - (電話番号)		

※認定補聴器専門店が作成した見積書を添付すること。

※医師による証明欄及び見積書は、申請書の提出日の前 3 月以内に証明され、又は発行されたものであること。

医師による証明	
対象者氏名 _____	
上記の方は、以下のいずれかの状態に該当し、補聴器が必要であると認めます。	
<input type="checkbox"/> 両耳の聴力が 40dB 以上 70dB 未満である。 (右耳: dB , 左耳 dB)	
<input type="checkbox"/> 一側耳の聴力が 40dB 以上かつ他側耳の聴力が 70dB 以上である。 (右耳: dB , 左耳 dB)	
年 月 日	
医療機関	所在地
	名称
	医師氏名
	電話番号
	印

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

安芸市長

安芸市高齢者補聴器購入補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました安芸市高齢者補聴器購入補助については、
下記のとおり交付を決定しましたので、安芸市高齢者補聴器購入補助金交付要綱第 6 条
の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

安芸市長

安芸市高齢者補聴器購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました安芸市高齢者補聴器購入補助については、下記のとおり不交付を決定しましたので、安芸市高齢者補聴器購入補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

(不交付理由)

様式第 5 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

安芸市長

安芸市高齢者補聴器購入補助金交付決定取消・返還請求通知書

月 日付け第 号により通知した安芸市高齢者補聴器購入補助金の交付決定を下記のとおり取消したので、通知します。

また、この取消しに係る部分について、既に補助金が交付されている場合は返還することを命じます。

記

1 理 由 :

2 返 還 額 : 金 円

3 返 還 期 日 : 年 月 日